

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)	事業番号	D-1-6
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,518,518(千円)	全体事業費		2,556,717(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市岩子地区

事業内容: 日下石石上線 L=2,814m W=10m 橋梁 1 基 C=2,556,717 千円(岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路)

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 3 月 31 日)

人件費・資材費高騰により本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より 3,329 千円(国費: 2,579 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 2,060,870 千円(1,597,174 千円)から、2,064,199 千円(1,599,754 千円)に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度～平成 27 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となつた。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となつた。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	20	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市	
総交付対象事業費		660,823 (千円)	全体事業費	1,680,515 (千円)	
事業概要					
■災害公営住宅家賃低廉化事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 対象戸数：馬場野地区等 64 戸					
<平成 26 年度> 対象戸数：馬場野地区等 127 戸					
<平成 27 年度> 対象戸数：馬場野地区等 315 戸					
<平成 28 年度から平成 32 年度(見込み)> 対象戸数：馬場野地区等 315					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人(約 1,400 世帯)が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。 なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	21	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市	
総交付対象事業費	90,610 (千円)	全体事業費		225,046 (千円)	
事業概要					
■東日本大震災特別家賃低減事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 対象戸数：馬場野地区等 59 戸					
<平成 26 年度> 対象戸数：馬場野地区等 116 戸					
<平成 27 年度> 対象戸数：馬場野地区等 249 戸					
<平成 28 年度から平成 32 年度(見込み)> 対象戸数：馬場野地区等 249 戸					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人(約 1,400 世帯)が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。 なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	都市公園事業（原釜・尾浜地区防災緑地）※施設費	事業番号	D-22-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		3,800,000（千円）	全体事業費	4,752,000（千円）	

事業概要

■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A = 13.3 ha 【公園種別：緩衝緑地】

原釜・尾浜地区は、家屋が流出するなど壊滅的な津波被害を受けたことから、防災集団移転促進事業による高台移転が基本方針となっている。移転跡地は、水産業、漁業向けの土地利用のほかに観光産業に配慮した土地利用が計画されているため、海岸堤防と防災緑地等を整備することで津波被害の軽減を図り、併せて移転先の高台住宅地や内陸部の産業地の安全度向上を図ることとしている。

これらの土地利用方針を踏まえ、防災緑地を整備するものである。

原釜・尾浜地区防災緑地は、「相馬市地域防災計画」に、10戸以上の市街地を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能（津波の減衰、漂流物の捕捉）を位置づける予定である。

「相馬市復興計画 Ver 1.2 (H24.3)」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画

■事業費増による経費の変更（第14回）

購入土量の増、土壌改良費用の追加により、1,252,000千円増となる。

(当初)	原釜・尾浜防災緑地	※施設費	全体事業費	3,500,000千円
(変更増)	原釜・尾浜防災緑地	※施設費	全体事業費	1,252,000千円
(変更後)	原釜・尾浜防災緑地	※施設費	全体事業費	4,752,000千円

当面の事業概要

<平成24~25年度> 地形測量、用地測量、緑地設計

<平成25年度~平成31年度> 盛土工 V=586,500m³、植栽工、園路工等施設1式

東日本大震災の被害との関係

津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定（H23/10/31）を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることにより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。

関連する災害復旧事業の概要

予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	66	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港環境整備事業)	事業番号	C-1-3
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県	
総交付対象事業費		1,210,000(千円)	全体事業費		1,210,000(千円)
事業概要					
東日本大震災の津波により、松川浦漁港においては岸壁や防波堤等の漁港施設とともに、漁港区域内にあり、漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。特に、当該地域は県立自然公園に隣接する環境施設であるため、施設の復旧が必要不可欠であり、漁業関係者をはじめとする利用者はその実施を強く求めている。一刻も早い漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。					
【松川浦漁港 漁港環境施設・改修(緑地・便所・休憩所等) N=1式】					
当面の事業概要					
<平成 25 年度>					
測量・設計(広場、駐車場、照明、植栽、便所等測量設計)					
<平成 26 年度>					
測量・設計(照明、便所等測量設計)					
本工事(広場、駐車場、植栽、雑工工事)					
<平成 27 年度～平成 28 年度>					
本工事(広場、駐車場、照明、植栽、その他施設、便所工事)					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災での地震・津波により、前面の岸壁や防波堤の漁港施設はもとより、周辺の緑地や便所等の漁港環境施設においても甚大な被害を被った。					
【松川浦地区の被害状況】					
松川浦地区では、津波により、漁港施設及び漁業集落が浸水区域となった。					
相馬市全体として全壊が 1,087 棟となっており、うち津波による流出が 772 棟であった。					
関連する災害復旧事業の概要					
① 前面の岸壁・防波堤等の漁港や海岸施設：漁港災害復旧工事(県施工)					
② 水産業共同利用施設：水産業共同利用施設復興整備事業(市施工)					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成28年2月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業) (八沢)	事業番号	C-1-4		
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県				
総交付対象事業費	1,820,935(千円)	全体事業費	3,415,166(千円)				
事業概要							
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業(指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業)のソフト事業を併せ行うものである。							
区画整理工 A=135.6ha(相馬市及び南相馬市全体で373.2ha)							
農業経営高度化支援事業 N=1式							
・指導事業 ・調査・調整事業 ・高度経営体集積促進事業							
【相馬市復興計画の記載】							
第5項 農業基盤整備							
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。							
【福島県復興計画の記載】							
(3) 新たな時代をリードする産業の創出							
④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり							
農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。							
当面の事業概要							
<平成25年度> 区画整理工、実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業							
<平成26年度> 区画整理工、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業							
<平成27年度> 区画整理工、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業							
<平成28年度> 区画整理工、換地業務、用地測量、補償、農業経営高度化支援事業							
<平成29年度> 区画整理工、換地業務、用地測量、補償、農業経営高度化支援事業							
<平成30年度> 区画整理工、補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業							
<平成31年度> 区画整理工、補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業							
東日本大震災の被害との関係							
①東日本大震災により発生した津波により、相馬市の沿岸部の約1,110haが浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。							
②地震による地盤沈下(30~40cm程度)により海面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難とな							

っている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。

③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。

④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。

(農地面積 A=150ha、査定額 3,191,109 千円)

津波被災割合(津波被災エリア面積／地区面積)・・・186.9／188.5=99%

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性
